令和８年度

新濃尾（二期）地区

用水施設土砂撤去他工事

特　別　仕　様　書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項　　目	内　　容
第１章　総則	新濃尾（二期）地区用水施設土砂撤去他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第２章　工事内容	
１．目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき用水施設の土砂撤去等を行うものである。
２．工事場所	岐阜県各務原市前渡東町地内
３．工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 土砂撤去　１式 付帯工　　１式 内訳： 土砂撤去工　V=650m3 開口部設置工　１式 構造物撤去工　１式 復旧工　１式 場内整備工　１式 仮設工　１式
４．工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。
第３章　施工条件	
１．工程制限	水路内工事の着手は、令和８年10月１日以降を予定している。
２．工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。
３．施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休、年末年始休暇。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
４．施工しない時間帯	原則、平日の午後５時から午前８時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
５．現場技術員	本工事は、共通仕様書第１編１－１－11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。
第４章　現場条件	
１．土　　質	本工事の堆積土砂の土質は、「砂及び砂質土」を想定している。
２．第三者に対する措置	
（１）騒音及び振動対策	１）騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならな

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>い。
２）既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>（２）濁水処理対策</td><td>汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。
なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>（３）防塵対策</td><td>防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>（４）保安対策</td><td>１）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
２）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
<table>
<tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr>
<tr><td>用水施設出入口</td><td>１名/日</td><td>１名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr>
<tr><td>市道交差地点
（土砂搬出時）</td><td>１名/日</td><td>１名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（５）交通対策</td><td>施工場所付近の前渡雨水幹線排水路の設計荷重はT-25である。</td></tr>
<tr><td>３．ゴミ処理対策</td><td>本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>４．環境配慮対策</td><td>工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物（特定外来生物を除く）を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。
ただし、特定外来生物は、殺処分を行い適正に処分するものとする。</td></tr>
<tr><td>５．関係機関との調整</td><td>関係機関との調整により、工事内容、工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。</td></tr>
<tr><td>第５章　指定仮設
１．工事用進入路</td><td>市道稲75号線、稲930号線及び稲83号線、前渡雨水幹線排水路上部を工事用進入路として利用することとしている。
なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。
また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>２．建設発生土受入地</td><td>建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>所　在</th><th>搬出予定量</th></tr>
<tr><td>田楽町仮置場</td><td>愛知県春日井市田楽町地内</td><td>585m^3</td></tr>
</table>
なお、本受入地以外の受入地への変更、追加をする場合は、その名称及び搬出予定量等を指示するものとする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>３．金属類受入地</td><td>本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。
なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>所　在</th><th>搬出予定金属類</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>小牧下末仮置場</td><td>愛知県小牧市下末地内</td><td>門扉付属品等</td><td>撤去物</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第６章　工事用地等
１．発注者が確保している用地</td><td>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。</td></tr>
<tr><td>２．工事用地等以外で受注者が確保する用地</td><td>前項１以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</td></tr>
<tr><td>３．境界杭等</td><td>既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。
また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>第７章　工事用電力</td><td>本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</td></tr>
<tr><td>第８章　工事用材料
１．規格及び品質</td><td>本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。
１）石材及び骨材
再生クラッシャラン(RC-40)　　JIS A 5001に準拠する。
２）鋼　材
鉄筋（異形棒鋼）　　JIS G 3112（SD295）
ガルバリウム鋼板　　JIS G 3321
３）コンクリート
コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。
<table>
<tr><th>種　類</th><th>呼び
強度
(N/mm2)</th><th>スラ
ンプ
(cm)</th><th>粗骨材の
最大寸法
(mm)</th><th>水
セメント比
(%)</th><th>セメント
の種類に
よる記号</th><th>使用目的</th></tr>
<tr><td>鉄筋
ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>21</td><td>12
(参考)※1</td><td>25又は20</td><td>60以下</td><td>N・BB</td><td>架台
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装</td></tr>
</table>
※１　本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。
施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができるものとし、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し承諾を受けるものとする。
また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りを行い材料分離抵抗性について確認するものとする。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容

4）目地材

製　品	材　　質	仕　　様	備　考
目地板	ゴム発泡体	10㎜	

2．見本又は資料提出

主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材　料　名	提　出　物
砕石類	試験成績書
生コンクリート	配合計画書
鉄筋	試験成績書、カタログ
鋼材類	試験成績書、カタログ、承認図
目地材	カタログ、試験成績書
防護柵類	カタログ

3．監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。

なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

材　料　名	検査・試験項目	備　考
鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時
生コンクリート	スランプ、圧縮試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時及又はプラント

第9章　施　　工

1．一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）検測又は確認（施工段階確認）

1）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象
コンクリート工	幅、厚さ、高さ、長さ	初期施工段階で1箇所	○
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○
路盤工	幅、厚さ、施工延長	初期施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○
コンクリート舗装工	幅、厚さ、施工延長	初期施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○

2．再生資源等の利用

1）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資　材　名	規　　格	備　　考
再生クラッシャラン	RC-40	路盤工

なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>2）建設資材廃棄物等の現場内利用
受注者は本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。
なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>3．建設資材廃棄物等の搬出</td><td>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。
<table>
<tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住　所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr>
<tr><td>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ塊</td><td>後藤建材(有)</td><td>岐阜県各務原市各務西町６－317</td><td>７:00～17:00</td><td>中間処理業者</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ塊</td><td>後藤建材(有)</td><td>岐阜県各務原市各務西町６－317</td><td>７:00～17:00</td><td>中間処理業者</td></tr>
<tr><td>汚泥</td><td>(株)ムラアーカム</td><td>愛知県海部郡飛島村新政成11-20他</td><td>８:00～17:00</td><td>中間処理業者</td></tr>
<tr><td>木くず</td><td>濃尾第一生コン(株)</td><td>岐阜県各務原市前渡東町9-215他</td><td>７:30～16:15</td><td>中間処理業者</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4．特定建設資材の分別解体等</td><td>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。
<table>
<tr><th rowspan="6">工程毎の作業内容及び解体方法</th><th>工　程</th><th>作業内容</th><th>分解解体等の方法</th></tr>
<tr><td>①仮設</td><td>仮設工事
■有　□無</td><td>□手作業
□手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>②土工</td><td>土工事
■有　□無</td><td>□手作業
□手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>③本体構造</td><td>基礎工事
□有　■無</td><td>□手作業
□手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>④本体付属品</td><td>本体構造の工事
■有　□無</td><td>□手作業
□手作業・機械作業の併用</td></tr>
<tr><td>⑥その他
(構造物撤去工)</td><td>その他の工事
■有　□無</td><td>□手作業
■手作業・機械作業の併用</td></tr>
</table>
注）■が該当部分である。</td></tr>
<tr><td>5．土　　工
（1）掘削</td><td>1）掘削土は、全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
2）用水施設内の堆積土砂は①スキッドステアローダー0.17m3級による掘削・積込、②ラフテレーンクレーン13吊及びベッセル1m3級による搬出、③ダンプトラック４t級による運搬としている。これによらない場合は監督職員と協議するものとする。
3）堆積土砂の掘削においては、用水施設に損傷を与えないよう十分留意して作業を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>（2）用水施設内の換気</td><td>用水施設内の換気は送気方式とし、作業前に予備換気を行うとともに、作業中も送風を継続しなければならない。また、作業前、作業時において酸素検知を用いて異常の有無を連続監視しなければならない。</td></tr>
<tr><td>6．既設構造物取壊し</td><td>1）既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。
2）コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）とし</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
	て適切に処理するものとする。 　また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。
7．復旧工	1）第６章　工事用地等の復旧は次により行わなければならない。 ①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。 2）既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。 ①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。 ②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。
8．場内整備工 （1）路盤工	路盤工は施工条件に合った敷均し機械により路盤材の敷均しを行い、施工条件に合った機種により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。
（2）コンクリート舗装工	1）コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。 　なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。 2）コンクリート舗設に当たっては、延長５ｍに１箇所の割合で目地を設けるものとする。
第10章　施工管理 1．主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。
2．施工管理	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。
3．工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。
（1）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。
（2）機器等の導入	1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

項　　目	内　　容
（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1）受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
（4）写真の納品	受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
（5）費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。
4．工事現場等における遠隔確認について	1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」）によるものとする。 3）農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。 4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。
第11章　条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1）土質、堆積量に著しい相違があった場合 2）過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4）第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 5）石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6）関連工事との調整に伴い変更が生じた場合 7）既設構造物の撤去復旧に伴い変更が生じた場合 8）その他、本仕様書に定めないもの
第12章　その他 1．契約後VE提案	1）定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

項　　目	内　　容
	2）VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ）工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ）競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3）VE提案書の提出 ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式６－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア）設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ）VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ）VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ）発注者が別途発注する関連工事との関係 オ）工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ）その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4）VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書　様式６－５）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の２（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の５に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前

項　　目	内　　容
	記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5）VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。 6）責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
2．電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第１編１－１－40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R）　正副２部 ・工事完成図書の出力　１部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
3．石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。
4．配置予定監理技術者等の専任期間	1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2）契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
5．工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 1）工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2）工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>3）設計変更確認会議
　工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。
4）建設コンサルタントの出席
　上記１）、２）、３）の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。
　なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。
5）工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</td></tr>
<tr><td>6．遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</td><td>　次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
　また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。
<table>
<tr><th>資　材　名</th><th>規　　格</th><th>調達地域等</th></tr>
<tr><td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>7．快適トイレの試行</td><td>　本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
1）内容
　受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
　ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。
【快適トイレに求める機能】
　ア　洋式（洋風）便器
　イ　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
　ウ　臭い逆流防止機能
　エ　容易に開かない施錠機能
　オ　照明設備
　カ　衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）
【付属品として備えるもの】
　キ　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
　ク　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
　ケ　サニタリーボックス
　コ　鏡と手洗器
　サ　便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
　シ　便房内寸法900×900㎜ 以上（面積ではない）
　ス　擬音装置（機能を含む）
　セ　着替え台</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>ソ　臭気対策機能の多重化
タ　室内温度の調整が可能な設備
チ　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
2）快適トイレに要する費用
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。
3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</td></tr>
<tr><td>8．現場環境改善費</td><td>1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2）以下に示す内容において 、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
<table>
<tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr>
<tr><td>仮設備関係</td><td>①昇降設備の充実
②環境負荷の低減
③ＩＣＴ設備の充実
④作業負荷の低減</td></tr>
<tr><td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
②労働宿舎の快適化
③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）
④衛生設備・厚生施設の充実等</td></tr>
<tr><td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設の充実
②盗難防止対策
③健康関連施設の充実
④野生生物・害虫対策等</td></tr>
<tr><td>地域連携</td><td>①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）
②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）
③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む）
④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td></tr>
</table>
3）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
4）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
9．地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3）受注者は、契約締結後、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
10．1日未満で完了する作業の積算	1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
11．共通仮設費率分の適切な設計変更について	1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出

項　　目	内　　容
	実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3）受注者は、2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
12. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている160日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月8日（工事完了期限日）まで
13. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2）用語の具体的な内容は次のとおりである。 ア　真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ　工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分

項　　目	内　　容
	として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ　真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期 3）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（%）＝真夏日率×補正係数※ ※ 補正係数：1.2
15．総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。
16．令和６年９月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙７に示す「６．社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。 ［事業（務）所長］ 【被災農林漁家の就労機会の確保】 □令和６年９月 20 日からの大雨（※１）の被災地域における被災農林漁家を雇用した。（2.5 点） □令和６年９月 20 日からの大雨（※１）の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（５点） □令和６年９月 20 日からの大雨（※１）の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（7.5 点）
17．書類限定検査の実施について	1）書類限定検査の実施 検査職員による検査について、下記の９書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

項　　目	内　　容
	なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書
④打合簿（承諾）	⑨工事写真
⑤打合簿（提出）	

２）書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。

18．週休２日による履行実績取組証明書の発行

１）本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（８日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

４）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率28.5%(８日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

第13章　定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

（別記様式１）

工　期　通　知　書

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
　新濃尾農地防災事業所長　秋永 邦治 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　　事　　名	新濃尾（二期）地区 用水施設土砂撤去他工事
工　事　場　所	岐阜県各務原市前渡東町地内
契約予定年月日	令和　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	令和　　年　　月　　日
工　　期	工　事　の　始　期　から （○○○日間） 令和　　年　　月　　日　まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

1007303500

令和８年度

新濃尾農地防災事業
用水施設土砂撤去他工事

工　事　数　量　表
【当初】

東海農政局
新濃尾農地防災事業所

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
直接工事費（仮設工を除く）				
１．土工				
（1）堆積土砂撤去工				
堆積土砂撤去		m3	650	
掘削機械賃料		日	45	
堆積土砂搬出		m3	650	
搬出土砂運搬		m3	585	
産業廃棄物処理費	汚泥	m3	65	
産業廃棄物運搬費	汚泥	台･日	6	
スキッドステアローダー搬入搬出	用水施設内への搬入搬出	回	1	
（2）掘削工（開口部ヤード）				
盛土掘削		m3	52	
土砂運搬		m3	52	
２．開口部設置工				
（1）架台設置				
コンクリート打設	21-12-25	m3	3.3	
足場工		式	1	
型枠工		式	1	
鉄筋工	SD295 D13	ton	0.111	
あと施工アンカー	接着系,D13	本	82	
（2）蓋設置				
蓋製作	材料・製作含む	式	1	
蓋設置工		式	1	
３．構造物撤去工				
（1）構造物取壊し工（開口部）				

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
コンクリートはつり（人力）	t=10cm	㎡	8.1	
コンクリート切断	t=10cm	m	27	
開口部コンクリート撤去		㎡	16	
産業廃棄物処理・運搬	鉄筋コンクリート	m3	3.7	
（2）構造物取壊し工（門扉部）				
既設防護柵撤去	木製門扉	m	21	
産業廃棄物処理費	木くず（木製門扉）	m3	1.4	
産業廃棄物運搬	木くず（木製門扉）	回	1	
現場発生材運搬	門扉金具類	ton	0.100	
舗装版切断	As舗装,t=4cm	m	6.8	
舗装版破砕積込	As舗装,t=4cm	㎡	76	
産業廃棄物処理・運搬費	アスファルト殻	m3	3.0	
（3）構造物撤去工（前渡雨水幹線排水路）				
既設車止め撤去	再利用	本	2	
4．復旧工				
（1）復旧工（前渡雨水幹線排水路）				
既設車止め復旧	再利用	本	2	
5．場内整備工				
（1）場内整備工（門扉部）				
下層路盤	RC-40,t=10cm	㎡	76	
コンクリート舗装工	21-12-25,t=15cm	㎡	76	
型枠工		式	1	
目地板設置		㎡	2	
溶接鉄筋	D13,250×250	ton	0.548	
車止めポスト設置（門扉部）	φ114,ピラー型,上下式,ステンレス製	本	12	

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
（2）場内整備工（開口部ヤード）				
下層路盤	RC-40, t=10cm	㎡	104	
コンクリート舗装工	21-12-25, t=15cm	㎡	104	
型枠工		式	1	
目地板設置		㎡	2	
溶接鉄筋	D13, 250×250	ton	0.424	
車止めポスト設置（開口部ヤード）	φ48.6, ピラー型, 上下式, ステンレス製	本	16	
直接工事費（仮設工）				
1．仮設工				
（1）工事用進入路				
敷鉄板設置撤去	設置～賃料～撤去, t=22mm	㎡	105	
（2）換気設備				
換気設備設置撤去	敷設～損料～撤去, ビニル風管, 換気装置運転	式	1	
（3）照明設備				
照明設備	ﾊﾞﾙｰﾝ投光器, 320w	式	1	
（4）電気設備				
発動発電機	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動, 20kVA	式	1	
配電設備		式	1	
（5）交通誘導警備員				
交通誘導警備員		人	85	
2．その他				
（1）運搬費				
仮設材運搬費				
仮設材運搬費				
仮設材運搬費	敷鉄板, 往復	式	1	

工　事　数　量　表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備　考
（2）準備費				
立木伐採				
立木伐採				
立木伐採		式	1	